

## 先物・オプション取引に係る新商品の導入について

- 1．先物取引に係る新商品の上市について
- 2．オプション取引における取引対象有価証券の拡充について



平成19年11月27日

株式会社東京証券取引所

# 1. 先物取引に係る新商品の相場について

## 株価指数先物取引制度概要

項目	ミニ TOPIX 先物	東証 REIT 指数先物	TOPIX Core30 先物	(参考) TOPIX 先物
立会時間	9:00-11:00、12:30-15:10、 <b>16:30-19:00</b>			9:00-11:00、12:30-15:10 <b>16:30-19:00</b>
限月取引の数	<b>3 限月</b> (3・6・9・12 月限月)			5 限月
取引期間	<b>9 か月</b>			1 年 3 か月
取引単位	TOPIX × <b>1,000 円</b>	東証 REIT 指数 × <b>1,000 円</b>	TOPIX Core30 × <b>1,000 円</b>	TOPIX × 10,000 円
呼値の刻み	<b>0.25 ポイント</b>	0.5 ポイント	0.5 ポイント	0.5 ポイント
取引最終日	各限月の第二金曜日の前日			各限月の第二金曜日の前日
最終決済	SQ 値による差金決済			SQ 値による差金決済
最終清算指数 (SQ 値)	TOPIX 構成銘柄から算出した SQ 値 (TOPIX 先物取引と同値)	東証 REIT 指数構成銘柄から算出した SQ 値	TOPIX Core30 構成銘柄から算出した SQ 値	TOPIX 構成銘柄から算出した SQ 値
最終決済期日	SQ 日の翌日			SQ 日の翌日
制限値幅	TOPIX 先物取引と同じ (別表 1 参照)			別表 1 参照*1
更新値幅	TOPIX 先物取引と同じ (別表 1 参照)			別表 1 参照*1
サーキットブレーカー制度	<b>TOPIX 先物取引の発動時に同時に発動</b>	TOPIX 先物取引と同じ (別表 2 参照)		別表 2 参照*1
限月間スプレッド取引	あり			あり
呼値の刻み	<b>0.05 ポイント</b>	0.1 ポイント		0.1 ポイント*1
立会外取引 (ToSTNeT 取引*1)	あり			あり
取引時間	8:20-16:00、16:30-19:10			8:20-16:00 16:30-19:10
呼値の刻み	<b>0.05 ポイント</b>	0.1 ポイント		0.1 ポイント
最低数量*1	1 単位			1 単位*1
証拠金制度	日本証券クリアリング機構により SPAN(R)により計算			SPAN(R)により計算
ギブアップ制度	あり			あり*1

\* 1 平成 20 年 1 月 15 日実施予定の新派生売買システム等の稼働及び現物 / 先物・オプションに係る立会外取引の市場整備に併せて制度改正予定。

## 2. オプション取引における取引対象有価証券の拡充についての概要

### 有価証券オプション取引制度概要

項目	株券以外の有価証券オプション	株券オプション
取引対象	<b>国内の取引所に上場されている有価証券のうち、有価証券の所有者数が2,200人以上の銘柄</b>	東証、大証、名証の市場第一部上場株券 <b>他の取引所上場株券のうち株主数2,200人以上の銘柄</b>
選定基準	A. 上場有価証券の数 10万単位以上 50万単位未満 売買高 月平均3,000単位以上 B. 上場有価証券の数 50万単位以上	A. 流通株式の数 10万単位以上 50万単位未満 売買高 月平均3,000単位以上 B. 流通株式の数 50万単位以上
立会時間	9:00-11:00、12:30-15:10	9:00-11:00、12:30-15:10
限月取引の数	4限月（直近の2限月及び3・6・9・12月限月のうち直近の2限月）	4限月
取引期間	最長8か月	最長8か月
取引単位	対象有価証券の売買単位	対象株券の売買単位
呼値の単位	株券オプション取引と同様（別表3参照）	別表3参照
権利行使価格	取引開始日に対象有価証券の前日の最終値段の水準を基に定められた幅の権利行使価格を5種類設定し、その後有価証券の株価変動に応じて追加設定。（権利行使価格の幅等はすべて株券オプションと同様。）	取引開始日に対象株券の前日の最終値段の水準を基に定められた幅の権利行使価格を5種類設定し、その後対象株券の株価変動に応じて追加設定。
取引最終日	各限月の第二金曜日の前日	各限月の第二金曜日の前日
権利行使日	取引最終日	取引最終日
権利行使に係る決済	権利行使日から起算して5日目の日に受渡決済	権利行使日から起算して5日目の日に受渡決済
制限値幅	対象有価証券の呼値の制限値幅と同一	対象株券の呼値の制限値幅と同一
更新値幅	株券オプション取引と同様（別表4参照）	別表4参照
立会外取引（ToSTNeT取引*1）	あり	あり
取引時間	8:20-16:00	8:20-16:00
呼値の単位	立会取引と同様（別表3参照）	立会取引と同様（別表3参照）
最低数量	1単位	1単位*1
証拠金制度	日本証券クリアリング機構によりSPAN(R)により計算	SPAN(R)により計算
ギブアップ制度	あり	あり*1

\*1 平成20年1月15日実施予定の新派生売買システム等の稼働及び現物/先物・オプションに係る立会外取引の市場整備に併せて制度改正予定。

別表1 制限値幅・更新値幅

基準値段		制限値幅	気配の更新値幅
	750ポイント未満	上下 100 pts.	上下 4 pts.
750ポイント以上	1,250ポイント未満	上下 200 pts.	上下 6 pts.
1,250ポイント以上	1,750ポイント未満	上下 300 pts.	上下 8 pts.
1,750ポイント以上	2,250ポイント未満	上下 400 pts.	上下 10 pts.
2,250ポイント以上	2,750ポイント未満	上下 500 pts.	上下 12 pts.
2,750ポイント以上	3,250ポイント未満	上下 600 pts.	上下 14 pts.
3,250ポイント以上	3,750ポイント未満	上下 700 pts.	上下 16 pts.
3,750ポイント以上		上下 800 pts.	上下 18 pts.

別表2 サーキットブレーカー基準

基準値段		基準値段からの変動幅	理論価格からの乖離幅
	750ポイント未満	50 pts.	10 pts.
750ポイント以上	1,250ポイント未満	100 pts.	20 pts.
1,250ポイント以上	1,750ポイント未満	150 pts.	30 pts.
1,750ポイント以上	2,250ポイント未満	200 pts.	40 pts.
2,250ポイント以上	2,750ポイント未満	250 pts.	50 pts.
2,750ポイント以上	3,250ポイント未満	300 pts.	60 pts.
3,250ポイント以上	3,750ポイント未満	350 pts.	70 pts.
3,750ポイント以上		400 pts.	80 pts.

別紙3 呼値の単位

対象株券に係る呼値の制限値幅の下限の値段		呼値の単位
	2,000 円未満	50 銭 ( 1 円 )
2,000 円以上	3,000 円未満	2 円 50 銭 ( 2 円 )
3,000 円以上	3 万円未満	5 円
3 万円以上	5 万円未満	25 円
5 万円以上	10 万円未満	50 円
10 万円以上	100 万円未満	500 円
100 万円以上	2,000 万円未満	5,000 円
2,000 万円以上	3,000 万円未満	25,000 円
3,000 万円以上		5 万円

( ) 括弧内は、対象株券の売買単位が奇数の場合

別表4 更新値幅

対象株券に係る呼値の制限値幅の下限の値段		気配の更新値幅
	500 円未満	上下 5 円
500 円以上	1,000 円未満	上下 10 円
1,000 円以上	1,500 円未満	上下 20 円
1,500 円以上	2,000 円未満	上下 30 円
2,000 円以上	3,000 円未満	上下 40 円
3,000 円以上	5,000 円未満	上下 50 円
5,000 円以上	1 万円未満	上下 100 円
1 万円以上	2 万円未満	上下 200 円
2 万円以上	3 万円未満	上下 300 円
3 万円以上	5 万円未満	上下 400 円
5 万円以上	7 万円未満	上下 500 円
7 万円以上	10 万円未満	上下 1,000 円
10 万円以上	15 万円未満	上下 2,000 円
15 万円以上	20 万円未満	上下 3,000 円
20 万円以上	30 万円未満	上下 4,000 円
30 万円以上	50 万円未満	上下 5,000 円
50 万円以上	100 万円未満	上下 1 万円
100 万円以上	150 万円未満	上下 2 万円
150 万円以上	200 万円未満	上下 3 万円
200 万円以上	300 万円未満	上下 4 万円
300 万円以上	500 万円未満	上下 5 万円
500 万円以上	1,000 万円未満	上下 10 万円
1,000 万円以上	1,500 万円未満	上下 20 万円
1,500 万円以上	2,000 万円未満	上下 30 万円
2,000 万円以上	3,000 万円未満	上下 40 万円
3,000 万円以上	5,000 万円未満	上下 50 万円
5,000 万円以上		上下 100 円

先物取引に係る新商品の上場について

平成19年11月27日  
株式会社東京証券取引所

項 目	内 容	備 考
趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>近年、益々の金融市場の国際化・高度化の進展により、投資者や資産運用手段の多様化が進み、新たなリスク管理手法や投資手法の提供等に対するニーズが高まっています。</li> <li>このような状況を踏まえ、当取引所は、投資者の利便性及び市場の効率性向上により、当取引所派生商品市場の機能強化を図る観点から、次の指数先物取引を導入することとします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ミニ TOPIX 先物取引</li> <li>東証 REIT 指数先物取引</li> <li>TOPIX Core30 先物取引</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の先物取引の対象は、次の株価指数。 <ul style="list-style-type: none"> <li>TOPIX</li> <li>S&amp;P/TOPIX150</li> <li>東証電気機器株価指数</li> <li>東証輸送用機器株価指数</li> <li>東証銀行業株価指数</li> </ul> </li> </ul>
<p>概要</p> <p>1. 取引の仕組み</p> <p>(1) 取引対象</p> <p>ミニ TOPIX 先物取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取引対象は、当取引所が算出する<u>東証株価指数 (TOPIX)</u>とします。</li> <li>現在、当取引所に上場されている TOPIX 先物取引と取引対象は同一ですが、1取引単位をその1/10とします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>東証 REIT 指数先物取引</li> </ul> </li> <li>取引対象は、当取引所が算出する<u>東証 REIT 指数</u>とします。</li> </ul> <p>TOPIX Core30 先物取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取引対象は、当取引所が算出する <u>TOPIX Core30</u>とします。</li> </ul> <p>(2) 限月取引及びその数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各先物取引は、3月、6月、9月及び12月の第二金曜日(休業日に当たるときは、順次繰り上げます。)の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げます。)を取引最終日とした<b>3限</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.(5)a参照。</li> <li>東証 REIT 指数は、東証 REIT 市場全上場銘柄を対象とした、時価総額加重平均型指数。</li> <li>TOPIX Core30 は、流動性・時価総額の高い30銘柄による浮動株調整済時価総額加重平均型指数。</li> <li>取引期間は9か月。</li> <li>TOPIX 先物取引は5限月取引制</li> </ul>	

項 目	内 容	備 考																		
(3) 取引契約締結の方法 (4) 立会方法等 a 立会時間  b 立会方法 (5) 取引単位、呼値及び制限値幅 a 取引単位  b 呼値  c 制限値幅	<p><b>月取引制</b>とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>直近の限月取引の取引最終日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げます。）を、新たな限月取引の取引開始日とします。</li> <li>個別競争取引とします。</li> </ul> <p>午前9時から11時まで、午後0時30分から3時10分まで及び午後4時30分から7時まで（半休日においては、午前9時から11時10分まで）とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>売買システムによる取引とします。</li> </ul> <p>各対象指数に <b>1,000円</b> を乗じて得た額を1単位とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>成行及び指値とします。</li> <li>呼値の単位は、次のとおりとします。              ミニ TOPIX 先物取引：<b>0.25ポイント</b>              東証 REIT 指数先物取引及び TOPIX Core30 先物取引：0.5ポイント</li> </ul> <p>呼値の制限値幅及び気配の更新値幅は、次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="566 1185 1464 1481"> <thead> <tr> <th>基準値段</th> <th>制限値幅</th> <th>気配の更新値幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>750ポイント未満</td> <td>±100ポイント</td> <td>4ポイント</td> </tr> <tr> <td>750ポイント以上 1,250ポイント未満</td> <td>±200ポイント</td> <td>6ポイント</td> </tr> <tr> <td>1,250ポイント以上 1,750ポイント未満</td> <td>±300ポイント</td> <td>8ポイント</td> </tr> <tr> <td>1,750ポイント以上 2,250ポイント未満</td> <td>±400ポイント</td> <td>10ポイント</td> </tr> <tr> <td>2,250ポイント以上 2,750ポイント未満</td> <td>±500ポイント</td> <td>12ポイント</td> </tr> </tbody> </table>	基準値段	制限値幅	気配の更新値幅	750ポイント未満	±100ポイント	4ポイント	750ポイント以上 1,250ポイント未満	±200ポイント	6ポイント	1,250ポイント以上 1,750ポイント未満	±300ポイント	8ポイント	1,750ポイント以上 2,250ポイント未満	±400ポイント	10ポイント	2,250ポイント以上 2,750ポイント未満	±500ポイント	12ポイント	<p>で取引期間は1年3か月。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>TOPIX 先物取引と同様。</li> <li>TOPIX 先物取引と同様。</li> <li>ミニ TOPIX 先物取引等の上場と併せて、株価指数先物・オプション取引にイブニング・セッションを導入する予定です。</li> <li>TOPIX 先物取引では、TOPIX に1万円を乗じて得た額が1単位。</li> <li>TOPIX 先物と同様。</li> <li>TOPIX 先物は0.5ポイント</li> <li>1ティックの金額は250円。</li> <li>1ティックの金額は500円。</li> <li>TOPIX 先物取引と同様。</li> </ul>
基準値段	制限値幅	気配の更新値幅																		
750ポイント未満	±100ポイント	4ポイント																		
750ポイント以上 1,250ポイント未満	±200ポイント	6ポイント																		
1,250ポイント以上 1,750ポイント未満	±300ポイント	8ポイント																		
1,750ポイント以上 2,250ポイント未満	±400ポイント	10ポイント																		
2,250ポイント以上 2,750ポイント未満	±500ポイント	12ポイント																		

項 目	内 容				備 考																										
( 6 )取引の停止及び一時中断	<table border="1"> <tr> <td>2,750 ポイント以上 3,250 ポイント未満</td> <td>± 600 ポイント</td> <td>14 ポイント</td> </tr> <tr> <td>3,250 ポイント以上 3,750 ポイント未満</td> <td>± 700 ポイント</td> <td>16 ポイント</td> </tr> <tr> <td>3,750 ポイント以上</td> <td>± 800 ポイント</td> <td>18 ポイント</td> </tr> </table>	2,750 ポイント以上 3,250 ポイント未満	± 600 ポイント	14 ポイント	3,250 ポイント以上 3,750 ポイント未満	± 700 ポイント	16 ポイント	3,750 ポイント以上	± 800 ポイント	18 ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>制限値幅を超える値段による呼値を行うことができないこととします。</li> <li>当取引所は、次の ( a ) から ( c ) までに掲げる場合には、先物取引を停止することができるものとします。               <ul style="list-style-type: none"> <li>( a ) 当取引所が当該先物取引の状況に異常があると認める場合</li> <li>( b ) 当取引所が取引監理上、当該先物取引を継続して行わせることが適当でないとした場合</li> <li>( c ) 当該先物取引に係る売買システムの稼働に支障が生じた場合等において、当取引所が売買システムによる取引を継続して行わせることが困難であると認める場合</li> </ul> </li> <li>当取引所は、限月取引の直前の約定指数 ( 特別気配を含みます。 ) が、基準値段から一定幅を超えて上昇 ( 又は下落 ) し、かつ、当該限月取引の理論価格から一定幅を超えて上方に ( 又は下方に ) 乖離している場合、15 分間取引を一時中断することとします。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>TOPIX 先物取引と同様。</li> <li>TOPIX 先物取引と同様。</li> <li>理論価格 = 対象指数 + 理論ベース。</li> <li>理論ベース = 対象指数の前日の最終の数値 × { ( 短期金利 - 予想配当利回り ) × 当該限月取引の取引最終日の翌日までの日数 / 365 }。</li> </ul>																	
	2,750 ポイント以上 3,250 ポイント未満	± 600 ポイント	14 ポイント																												
3,250 ポイント以上 3,750 ポイント未満	± 700 ポイント	16 ポイント																													
3,750 ポイント以上	± 800 ポイント	18 ポイント																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準値段</th> <th>基準値段からの変動幅</th> <th>理論価格からの乖離幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>750 ポイント未満</td> <td>50 ポイント超</td> <td>10 ポイント</td> </tr> <tr> <td>750 ポイント以上 1,250 ポイント未満</td> <td>100 ポイント超</td> <td>20 ポイント</td> </tr> <tr> <td>1,250 ポイント以上 1,750 ポイント未満</td> <td>150 ポイント超</td> <td>30 ポイント</td> </tr> <tr> <td>1,750 ポイント以上 2,250 ポイント未満</td> <td>200 ポイント超</td> <td>40 ポイント</td> </tr> <tr> <td>2,250 ポイント以上 2,750 ポイント未満</td> <td>250 ポイント超</td> <td>50 ポイント</td> </tr> <tr> <td>2,750 ポイント以上 3,250 ポイント未満</td> <td>300 ポイント超</td> <td>60 ポイント</td> </tr> <tr> <td>3,250 ポイント以上 3,750 ポイント未満</td> <td>350 ポイント超</td> <td>70 ポイント</td> </tr> <tr> <td>3,750 ポイント以上</td> <td>400 ポイント超</td> <td>80 ポイント</td> </tr> </tbody> </table>	基準値段	基準値段からの変動幅	理論価格からの乖離幅	750 ポイント未満	50 ポイント超	10 ポイント	750 ポイント以上 1,250 ポイント未満	100 ポイント超	20 ポイント	1,250 ポイント以上 1,750 ポイント未満	150 ポイント超	30 ポイント	1,750 ポイント以上 2,250 ポイント未満	200 ポイント超	40 ポイント	2,250 ポイント以上 2,750 ポイント未満	250 ポイント超	50 ポイント	2,750 ポイント以上 3,250 ポイント未満	300 ポイント超	60 ポイント	3,250 ポイント以上 3,750 ポイント未満	350 ポイント超	70 ポイント	3,750 ポイント以上	400 ポイント超	80 ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>当取引所は、取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、取引又はその受託に関し、制限値幅の縮小及び証拠金差入日時の繰上げ等の必要な措置を行うことができるものとします。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>TOPIX 先物取引と同様。</li> </ul>
基準値段	基準値段からの変動幅	理論価格からの乖離幅																													
750 ポイント未満	50 ポイント超	10 ポイント																													
750 ポイント以上 1,250 ポイント未満	100 ポイント超	20 ポイント																													
1,250 ポイント以上 1,750 ポイント未満	150 ポイント超	30 ポイント																													
1,750 ポイント以上 2,250 ポイント未満	200 ポイント超	40 ポイント																													
2,250 ポイント以上 2,750 ポイント未満	250 ポイント超	50 ポイント																													
2,750 ポイント以上 3,250 ポイント未満	300 ポイント超	60 ポイント																													
3,250 ポイント以上 3,750 ポイント未満	350 ポイント超	70 ポイント																													
3,750 ポイント以上	400 ポイント超	80 ポイント																													
( 7 ) 取引規制の方法																															

項 目	内 容	備 考
2 . ギブアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>ギブアップを行うことができることとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>TOPIX 先物取引と同様。</li> </ul>
3 . 証拠金	<ul style="list-style-type: none"> <li>顧客の証拠金所要額及び非清算取引参加者の証拠金所要額は、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」といいます。）が取引証拠金等に関する規則等の規定に基づき定める証拠金所要額以上の額とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>TOPIX 先物取引と同様。</li> <li>証拠金は、クリアリング機構が定めるところにより、SPAN(R)により計算されます。</li> <li>ミニ TOPIX 先物と TOPIX Core30 先物は、他の株価指数先物・オプション取引とリスク相殺される予定ですが、東証 REIT 指数先物と他の商品とのリスク相殺は認められない予定です。</li> </ul>
4 . 値洗い等		
( 1 ) 値洗い	<ul style="list-style-type: none"> <li>非清算参加者は、指定清算参加者との間で、日々値洗いを行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>TOPIX 先物取引と同様。</li> <li>清算参加者は、クリアリング機構の定めるところにより、クリアリング機構との間で、日々値洗いを行うこととなります。</li> </ul>
( 2 ) 清算指数	<ul style="list-style-type: none"> <li>清算指数は、クリアリング機構が、各先物取引の清算指数として定める指数とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ミニ TOPIX 先物取引の清算指数は、取引最終日が同一の TOPIX 先物取引に係る限月取引の清算指数と同じ指数となります。</li> <li>その他の商品の清算指数の算出方法は TOPIX 先物取引と同様。</li> </ul>
5 . 決済方法		
( 1 ) 建玉	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規の売付け及び買付けは、それぞれ建玉として算定します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>TOPIX 先物取引と同様。</li> </ul>
( 2 ) 転売又は買戻しによる決済	<ul style="list-style-type: none"> <li>転売又は買戻しを行う場合には、清算システムを通じてクリアリング機構に申告するものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ミニ TOPIX 先物取引における売（買）建玉と TOPIX 先物取引にお</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
(3) 最終決済 a 最終決済	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引最終日までの間に転売又は買戻しが行われなかった建玉については、取引最終日から起算して3日目の日に、最終清算指数により最終決済を行うものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ける買(売)建玉との相殺はできないものとします。</li> <li>TOPIX 先物取引と同様。</li> </ul>
b 最終清算指数(SQ値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終清算指数は、当該限月取引の取引最終日の翌日に定めるものとし、各対象指数の構成銘柄の同日における立会の始めの約定値段に基づき算出するものとします。</li> </ul>	
6. 限月間スプレッド取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引参加者は、当取引所が定めるところにより、3限月取引のうち直近の限月取引と当該直近の限月取引以外の2限月取引との間について、限月間スプレッド取引を行うことができるものとします。</li> <li>限月間スプレッド取引の呼値の単位は次のとおりとします。 ミニ TOPIX 先物取引：<b>0.05ポイント</b> 東証 REIT 指数先物取引及び TOPIX Core30 先物取引：0.1ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な取引制度は、TOPIX 先物取引と同様とします。</li> </ul>
7. 立会外取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引参加者は、当取引所が定めるところにより、立会外取引を行うことができるものとします。</li> <li>立会外取引の取引時間は、午前8時20分から午後4時まで及び午後4時30分から午後7時10分まで(半休日においては午前8時20分から正午まで)とします。</li> <li>立会外取引の呼値の単位は次のとおりとします。 ミニ TOPIX 先物取引：<b>0.05ポイント</b> 東証 REIT 指数先物取引及び TOPIX Core30 先物取引：0.1ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1ティックの金額は50円。</li> <li>1ティックの金額は100円。</li> <li>平成20年1月15日付で立会外取引をT o S T N e T市場として整備する予定です。</li> <li>具体的な取引制度は、TOPIX 先物取引と同様とします。</li> </ul>
8. 取引参加料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引料は、新規の売付け、新規の買付け、転売又は買戻しに係る取引契約金額の合計額に万分の0.046を乗じた額とします。</li> <li>アクセス料及び売買システム施設利用料の算出にあたっては、株価指数先物取引として計算します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1ティックの金額は50円。</li> <li>1ティックの金額は100円。</li> <li>TOPIX 先物取引と同様。</li> </ul>
9. 取引参加者 10. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合取引参加者及び株価指数先物等取引参加者により取引を行うことができるものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>TOPIX 先物取引と同様。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
<p>( 1 ) 相場情報の公表</p> <p>( 2 ) 投資部門別取引状況の公表</p> <p>( 3 ) 公開買付け期間中等の自己買付けルールの整備</p> <p>( 4 ) 取引の信義則違反に関する規定の整備</p> <p>取引開始日等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の情報を相場報道システムにより伝達することとします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>( 1 ) 四本値、気配、歩み情報</li> <li>( 2 ) 限月取引別取引高、総取引高概算</li> <li>( 3 ) 限月取引別建玉残高、総建玉残高</li> </ul> </li> <li>ミニ TOPIX 先物取引</li> <li>・ ミニ TOPIX 先物取引として、TOPIX 取引その他の先物・オプション取引と区分して公表します。</li> <li>・ 投資部門別に、売・買別の取引高及び取引契約金額を週間、月間及び年間ベースにて公表します。</li> <li>東証 REIT 指数先物取引</li> <li>・ 東証 REIT 指数先物取引として、他の先物・オプション取引と区分して公表します。</li> <li>・ 投資部門別に、売・買別の取引高及び取引契約金額を月間、年間ベースにて公表します。</li> <li>TOPIX Core30 先物取引</li> <li>・ 株価指数先物取引として、TOPIX 先物取引及び業種別指数先物取引と合算して公表します</li> <li>・ 投資部門別に、売・買別の取引高及び取引契約金額を週間、月間及び年間ベースにて公表します。</li> <li>・ 公開買付期間中及び安定操作期間内における REIT 指数先物取引のヘッジ取引等に係る自己の計算による REIT の買付けを金融商品取引法施行令等に規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図る等のために認められている買付けに含めるなど所要の規定整備を行います。</li> <li>・ REIT 指数先物取引の当事者が、当該取引の最終決済を自己有利に行う等のために、REIT 市場における取引を行い REIT 指数の上昇若しくは下落を防ぐ行為を取引の信義則に背反する行為とするなど所要の規定整備を行います。</li> <li>・ 取引開始日は、平成 20 年 5 月を目途とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ TOPIX 先物取引と同様。</li> <li>・ 現物 REIT と同様、週間ベースの公表は行いません。</li> <li>・ 株価指数先物取引における取扱いと同様。</li> <li>・ 株価指数先物取引における取扱いと同様。</li> </ul>

以 上

オプション取引における取引対象有価証券の拡充について

平成19年11月27日

株式会社東京証券取引所

項 目	内 容	備 考
<p>趣旨</p> <p>概要</p> <p>1 .対象取引の拡大</p> <p>2 .対象有価証券の選定</p> <p>( 1 ) 株券</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近年、欧米のオプション市場は拡大の一途をたどっており、とりわけオプション取引が活発な米国では、株券だけでなくETFを対象としたオプション取引が盛んに行われております。</li> <li>・ 当取引所におきましても、オプション取引の対象有価証券を拡大し、投資者の多様な投資ニーズに応えられるようにするとともに、当取引所オプション取引市場の魅力の向上、オプション取引の活性化を図ることとします。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、市場第一部上場内国株に限定している株券オプション取引の対象を、国内の金融商品取引所に上場されている有価証券全般に拡大します。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当取引所、株式会社大阪証券取引所若しくは株式会社名古屋証券取引所(以下「3取引所」といいます。)の市場第一部銘柄に指定されている上場株券又は有価証券上場規程第308条第1号(株主数)に適合する3取引所以外の金融商品取引所の上場株券(3取引所の非上場株券に限ります。)のうち、次のa又はbに該当する株券の中から当取引所が選定することとします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a . 流通株式の数又は上場株式数が10万単位以上50万単位未満であり、最近1年間の月平均売買高が3,000単位以上</li> <li>b . 流通株式の数又は上場株式数が50万単位以上</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オプション取引市場の活性化策としては、平成18年4月に株券オプション取引サポート・メンバー制度を導入し、3社を指定済(平成19年10月末現在)。</li> <li>・ 米国で盛んに取引されているETFを中心に、REITを対象としたオプションなどについても上場を検討します。</li> <li>・ 当取引所以外の金融商品取引所に上場されている株券のうち、流通株式の数の把握が困難な場合には、上場株式数を基準とします。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
<p>(2)その他の有価証券</p> <p>3.その他</p> <p>実施時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内の金融商品取引所に上場されている株券以外の有価証券から当取引所が指定したもので、当該有価証券の所有者の数が、有価証券上場規程第308条第1号(株主数)に規定する数量以上である又は上場のときまでに当該数量以上となる見込みがある銘柄のうち、次のa又はbに該当する有価証券の中から当取引所が選定することとします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 上場有価証券の数が10万単位以上50万単位未満であり、最近1年間の月平均売買高が3,000単位以上</li> <li>b. 上場有価証券の数が50万単位以上</li> </ul> </li> <li>・ その他の売買及び決済に関する制度、大口建玉報告制度及び建玉制限等並びに情報の公表等については、現行の株券オプション取引と同様に取り扱うこととします。</li> <li>・ 公開買付期間中及び安定操作期間内における有価証券オプション取引のヘッジ取引等に係る自己の計算による対象株券の買付けを、金融商品取引法施行令等に規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図る等のために認められている買付けに含めるなど所要の規定整備を行います。</li> <li>・ オプション取引の当事者が、権利行使等を自己有利に行う等のために、当該オプション取引の対象である有価証券の売買を行うことにより、意図的に当該有価証券の値段を変動させる行為等を取引の信義則に背反する行為とするなど所要の規定整備を行います。</li> <li>・ 平成20年5月を目途とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当面は、ETF及びREITを対象とします。</li> <li>・ 株券オプションにおける取扱いと同様。</li> <li>・ 株券オプションにおける取扱いと同様。</li> </ul>

以 上